

第6期京都府障害福祉計画・第2期京都府障害児福祉計画 概要

1 計画の性格

障害者総合支援法（第89条）、児童福祉法（第33条）に基づく法定計画

（障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画、基本計画の実施計画として位置付け）

2 計画期間

令和3年4月～令和6年3月（3年間）

3 基本理念

全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

4 計画の内容

（1）サービス見込量及び計画的な基盤整備

精神障害者の地域移行支援、障害者文化芸術活動の推進、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保

（2）障害福祉サービス等の人材確保及び資質向上の取組

人材の育成・確保、サービスの質の向上等、権利擁護の推進

（3）地域生活支援事業の実施

専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業、人材育成事業

5 成果目標

サービス等の提供体制の確保に係る目標として、国の指針に則して成果目標を設定するとともに京都府独自の成果目標も設定